

「行政手続コスト」削減のための基本計画

省庁名	厚生労働省
重点分野名	営業の許可・認可に係る手続

局名	医政局
----	-----

I. 病院、診療所、助産所、衛生検査所、施術所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師）、歯科技工所等に関する手続

1 手続の概要及び電子化の状況

※ いずれの手続についても、窓口は都道府県等であり、電子化の状況は一概には把握していないが、ほとんど電子化されていないと思われる。

(1) 地域医療支援病院の業務報告書提出

手続の概要

地域医療支援病院の開設者は業務に反する報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

(2) 病院、診療所、助産所、施術所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師）、歯科技工所の開設の許可申請・開設の届出

手続の概要

病院、診療所、助産所、施術所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師）、歯科技工所を開設しようとする者は、開設地の都道府県知事等（都道府県知事、保健所設置市長、又は特別区長。以下同じ。）に対して、開設許可の申請又は開設の届出を行う。

(3) 病院、診療所又は助産所の開設後の届出

手続の概要

病院、診療所又は助産所の開設の許可を受けた者は、病院、診療所又は助産所を開設したときに都道府県知事等に届け出なければならない。

(4) 病院、診療所、助産所、衛生検査所、施術所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師）、歯科技工所の変更の許可申請・変更の届出

手続の概要

病院、診療所、助産所、施術所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師）、歯科技工所の開設者は、その病院、診療所又は助産所を休止したときは都道府県知事等に届け出なければならない。

(5) 診療所、施術所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師）の休止の届出

手続の概要

病院、診療所、助産所、施術所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師）、歯科技工所の開設者は、その病院、診療所又は助産所を休止したときは都道府県知事等に届け出なければならない。

(6) 病院、診療所の再開の届出

手続の概要

病院、診療所の開設者は、その病院、診療所又は助産所を再開したときは都道府県知事等に届け出なければならない。

(7) 病院、診療所、助産所、施術所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師）、歯科技工所の廃止の届出

手続の概要

病院、診療所、助産所、施術所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師）、歯科技工所の開設者は、その病院、診療所又は助産所を再開したときは都道府県知事等に届け出なければならない。

(8) 診療所の開設者の死亡・失踪届出

手続の概要

診療所の開設者が死亡または失踪の宣告を受けたときは、戸籍法の規定による届出義務者は、その旨をその所在地の都道府県知事等に届け出なければならない。

(9) 病院又は診療所へのエックス線装置等の設置・変更・廃止届出

手続の概要

病院又は診療所の開設者は、病院又は診療所に診療の用に供するエックス線装置等を備えたとき、変更したとき、備えなくなったときは、所在地の都道府県知事等に届け出なければならない。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

いずれの手続も各都道府県等の HP から様式を入手して書類を作成することが可能であることから、以下の方法によりコスト削減を行う。

なお、いずれの方法も地方自治体の協力が不可欠である。

- ・ 各手続における事前相談について、対面以外の電話・メール対応を導入する。
→ 6%の削減

特に開設の手続においては、内容につき自治体と相談を行う場合が多い。相談を対面に限定している場合においては、電話・メールでの相談を導入することで、移動時間として1件あたり平均10分程度の削減が見込める。

- ・ 各手続について、書類提出を対面に限定している場合は、郵送での手続を導入する。
→ 4%の削減

特に許可を要する手続については、許可申請の書類提出を対面に限定している場合が多い。書類提出を郵送でも可とすることで、移動時間・待ち時間として1件あたり平均15分程度の削減が見込める。

- ・ 許可申請の場合、許可証の受領を対面のみでなく郵送でも対応する。
→ 4%の削減

許可を要する手続については、許可証交付を対面に限定している場合が多い。許可証交付を郵送でも可とすることで、移動時間・待ち時間として1件あたり平均15分程度の削減が見込める。

- ・ 各手続について、様式の記入例を HP 等で公開する。
→ 11%の削減

各手続において、書類の作成作業において様式の記入例を用意することにより、記入の際に都道府県等へ記入内容や記入する内容の緻密さ等を問い合わせたり、調べたりする時間を省く。このことで、各手続1件当たり平均5分程度の削減が見込める。

以上の方策により、合計25%の削減が見込める。

3 コスト計測

1. 選定対象と理由

Iの手続のうち、病院、診療所、施術所に関する手続についてコスト計測を行う。

これは、計測に係るコストを抑えつつ、全体の90%以上の行政手続コストを占めるため、上記のように選定する。

2. コスト計測の方法及び時期

全地方自治体にサンプル調査を依頼し、申請にあたっての事前調整、書類作成、行政機関への往復時間、行政機関における待ち時間を集計し、これらの平均時間により年間の総作業時間を計測する。

時期については8～9月に実施する。

Ⅱ. 再生医療等に関する手続

1 手続の概要及び電子化の状況

※ いずれの手続についても、提出様式をウェブサイトにて示しており、独自の電子システム上で提出様式を作成・編集し、厚生局へ郵送又は提出することとしている。また、添付書類については、電子システムにアップロードをすることにより、印刷・提出は不要としている。

(1) 再生医療等提供計画の提出

手続の概要

再生医療等を提供しようとする病院又は診療所の管理者は、再生医療等の提供に関する計画（以下、「再生医療等提供計画」という。）を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(2) 再生医療等提供計画の変更

手続の概要

再生医療等提供計画の変更をしようとする病院又は診療所の管理者は、あらかじめ、その変更後の再生医療等提供計画を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(3) 再生医療等の提供の中止の届出

手続の概要

再生医療等提供機関の管理者は、再生医療等提供計画に記載された再生医療等の提供を中止したときは、厚生労働大臣に届け出なければならない。

(4) 厚生労働大臣への定期報告（再生医療等）

手続の概要

再生医療等提供機関の管理者は、再生医療等提供計画に記載された再生医療等の提供の状況について、定期的に厚生労働大臣に報告しなければならない。

(5) 特定細胞加工物の製造の変更届

手続の概要

特定細胞加工物の製造の許可を受けた者は、当該許可に係る事項を変更したときは、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(6) 特定細胞加工物の製造の届出

手続の概要

特定細胞加工物の製造の許可を得た者で、特定細胞加工物の製造をしようとする者は、製造を行う施設ごとに厚生労働大臣へ届出をしなければならない。

(7) 特定細胞加工物の製造の廃止届

手続の概要

特定細胞加工物の製造を廃止したときは、その旨を厚生労働大臣へ届け出なければならない。

(8) 厚生労働大臣への定期報告（特定細胞加工物製造）

手続の概要

特定細胞加工物製造事業者は、特定細胞加工物の製造の状況について、定期的に厚生労働大臣に報告しなければならない。

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

- ・ 再生医療等については、安全な提供、医療の質及び保健衛生の向上という観点から、手続の廃止をすることは適当ではない。
- ・ 提出様式をウェブサイトにて示し、独自の電子システム上で提出様式を作成・編集し、厚生局へ郵送又は提出することとしており、様式の統一や電子化については既に行っている。
- ・ また、一部の提出様式については、記載要領をウェブサイトにて示しており、記載事項の意図が明確になるようにしている。

ことから、これ以上のコスト削減は不適當かつ困難である。